

第3回 岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会議事録

令和7年10月14日(火)13:30~

岐阜合同庁舎4階 岐阜労働局B会議室

中家室長	<p>定刻になりました。</p> <p>本日は御多用のところ、第3回岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会に御出席いただき厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、全員が御出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としておりますが、公開公示をしましたところ傍聴希望の申込はございませんでした。</p> <p>それでは、寺本部長よろしく申し上げます。</p>
寺本部長	<p>ただ今から、第3回岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題1「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>はじめに、他局の結審状況について事務局から報告してください。</p>
安藤室長補佐	<p>では報告します。</p> <p>「自動車・同附属品製造業」と「自動車・同附属品製造業」が含まれる「輸送用機械器具製造業」の答申状況を第2回専門部会で報告したところと併せて御報告いたします。本日までに4つの府県が答申されています。</p> <p>まず、大阪府「自動車・同附属品製造業」、改定前1,119円、改定後1,194円、引上げ額75円、9月30日結審です。</p> <p>次に埼玉県「輸送用機械器具製造業」、改定前1,102円、改定後1,165円、引上げ額63円、9月30日結審です。</p> <p>次に山口県「輸送用機械器具製造業」、改定前1,088円、改定後1,141円、引上げ額53円、10月7日結審です。</p>

	<p>次に福岡県「輸送用機械器具製造業」、改定前 1,081 円、改定後 1,147 円、引上げ額 66 円、10 月 7 日結審です。</p> <p>なお、愛知県は答申はされていませんが、専門部会での結審状況を御報告いたします。</p> <p>愛知県「輸送用機械器具製造業」、改定前 1,081 円、改定後 1,146 円、引上げ額 65 円です。</p> <p>以上です。</p>
寺本部長	<p>ありがとうございました。</p> <p>審議に入る前に、前回の議論を整理してみますと、労働者側は、自動車産業としての見合った価値があり、人材を採用する必要がある中で、最低賃金は重要なファクターである。また、岐阜県から愛知県に就職先として人材が流れてしまっている現状があり、その数字は大変大きな数字であるとの御意見でした。</p> <p>提示金額については、愛知県の輸送用機械器具製造業特定最低賃金を意識する必要があり、愛知県の特定最低賃金の 1,081 円に、地賃引上げ額 64 円を上乗せした 1,145 円となるが、最低賃金の条件を考慮すると、申出書の労働協約の最低金額が 1,133 円であることから、現行の 1,057 円に 76 円引上げの 1,133 円を提示されました。</p> <p>使用者側は、岐阜県全体の賃上げ状況を意識する必要があるとの御意見でした。</p> <p>提示金額については、岐阜県の小規模事業者全体の数字を用いるべきところ、この数字では低くなることから、岐阜県経営者協会集計の 2025 年岐阜県内企業の妥結状況から、増加率の 4.31%を用いて、1,057 円から 46 円引上げの 1,103 円を提示されました。</p> <p>労使の御主張には、まだまだ大きな隔たりがありますので、これから個別協議に入る前に、改めてこの場で発言しておきたいことがありましたら、お伺いします。</p> <p>労働者側委員はいかがでしょうか。</p>
亀井委員	<p>特にございません。</p>

寺本部長	使用者側委員はいかがでしょうか。
大脇委員	特にございません。
寺本部長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は専門部会の最終日となります。何卒全会一致で結審出来るよう、よろしく願いいたします。</p> <p>これより個別にお話を伺いたいと思います。</p> <p>まずは、公労の二者協議から始めたいと思います。各委員の皆様はそれぞれの控室で待機していただきますようお願いいたします。</p>
(各側との個別協議)	
寺本部長	<p>それでは、公労使三者の審議を再開いたします。</p> <p>労使双方から個別に御意見を伺いましたので、その内容について御報告します。</p> <p>まず労側の方から、地賃の引上げ額と同額の 64 円アップをパーセンテージにして 6.39%とすると今回の特質に合わせると 68 円となりますが、ちょっと高いという事で 64 円アップの 1,121 円から本日スタートしました。</p> <p>これに対しまして、使側としましては、配布資料にあります製造業の 5.29%、この上昇率、連合が出しているマックスの数字であるという前提のもと、56 円アップの 1,113 円を使側のスタートとして提案されました。</p> <p>それに対する労側の御意見としましては、特質の地賃に対する優位性というものをお考えになられ、全国平均を基にして、だいたい 4.8%の優位性を見るべきであるという数字から、地賃の 1,065 円に 4.8%を乗じた 60 円アップを割り出されましたけども、これを地賃に比較しますと、地賃から 4 円下げた数字は提案しにくいというところで、62 円アップの 1,119 円を御提案されました。</p> <p>それに対して、使側の御意見としましては、愛知県発表の自動車、輸送機と比較した製造業の賃上げ上昇率を参照され、岐阜県では 5.49%、こちらの数字を割り出した、こ</p>

	<p>れをマックスと見まして、こちらが 58 円アップという計算となります。こちらの数字を限度ということで、58 円アップの 1,115 円というところですけど、昨年より引上げ幅が 12 円大きくなるという上げ幅であり、できれば 50 円台で抑えて受結したいという要望でした。</p> <p>それに対し、労側としては 60 円以上アップといったところをキープしたいと、対する使側は歩み寄りの姿勢を御理解され、受け入れていただきまして、双方 60 円アップの 1,117 円で受け入れていただいたという経過となりました。</p> <p>各側の委員の皆様には、合意の形成に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>それでは、採決に移ります。</p> <p>現行の岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金、時間額 1,057 円を 60 円引き上げ、1,117 円とすることについて、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
各委員	(全員挙手)
寺本部会長	はい、ありがとうございます。全会一致と認めます。全会一致の場合、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることとなっておりますので、事務局で報告書案と答申文案を準備してください。
事務局	(報告書案と答申文案を準備し配布)
寺本部会長	それでは、報告書案と答申文案を事務局で読み上げてください。
安藤 室長補佐	それでは読み上げます。 (報告書案と答申文案を朗読)
寺本部会長	ただ今読み上げていただいた報告書案と答申文案のとおりでよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。

寺本部会長	<p>それでは、案文のとおり答申することとします。 事務局で答申文を準備してください。</p>
<p>(寺本部会長、上田労働基準部長、会場中央へ移動)</p>	
寺本部会長	<p>(朗読せず、上田労働基準部長に答申文を手渡す) 答申します。</p>
上田労働 基準部長	<p>頂戴いたします。</p>
上田労働 基準部長	<p>ありがとうございました。ただ今、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定についての答申をいただきました。</p> <p>委員の皆様におかれましては、真摯に御議論をいただき、全会一致による御答申をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。</p> <p>早速、この答申を基に所要の手続を取ることとします。誠にありがとうございました。</p>
寺本部会長	<p>次に、議題 2 「その他」ですが、事務局から何かありますか。</p>
中家室長	<p>特に予定している議題はありません。</p> <p>ただ今、御答申をいただきましたので、今後、異議申出の手続きを経て、12月21日の発効に向けて手続きを進めてまいります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
寺本部会長	<p>各委員の皆様には、専門部会の円滑な運営に御協力をいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>今年度も労使双方の立場から、真摯な議論を尽くしていただきまして、全会一致で決着することができました。</p> <p>皆様に改めて感謝申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これをもって閉会とします。</p>